

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月10日	株式会社池田運送(法人番号6122001022542)代表者池田一也	大阪府八尾市中田1-4	本社	大阪府八尾市西久宝寺694番地2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年1月12日	茨田運輸興業株式会社(法人番号7120001002563)代表者高屋富士美	大阪府大阪市鶴見区浜4-13-7	本社	大阪府大阪市鶴見区浜4-13-7	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	11	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月12日	雅ロジスティクス株式会社 (法人番号3140001060027) 代表者玉野和成	兵庫県姫路市船津町 3693	本社	兵庫県姫路市船津町 字垣ノ内3607-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和4年11月1日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和5年1月13日	有限会社シー・シー・エフ(法人番号6140002006034)代表者喜吉智昭	兵庫県神戸市垂水区 高丸4丁目3番16号	本社	兵庫県神戸市垂水区 高丸4丁目3番16号	輸送施設の使用停止 (225日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和4年6月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(11)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(施行規則第14条第2号)	23	23

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月13日	有限会社林清商店(法人番号3120002041341)代表者林清志	大阪府大阪市淀川区十八条3丁目8番32号	本社	大阪府大阪市淀川区十八条3丁目8番32号	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年7月12日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	9	9
令和5年1月17日	山田運送株式会社(法人番号2122001016052)代表者安原信行	大阪府大東市緑が丘2-2-18	本社	大阪府東大阪市水走1丁目18番36号	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月5日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月17日	赤坂運送株式会社(法人番号8170001000058)代表者上赤坂公造	和歌山県和歌山市松島23番地28	本社	和歌山県和歌山市松島23番地28	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年6月29日及び同年6月30日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)事故の記録の違反【記録】(安全規則第9条の2)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	6	6
令和5年1月20日	有限会社大野流通商会(法人番号2122002016027)代表者大野聡	大阪府八尾市老原6丁目60番地の56	本社	大阪府八尾市老原6丁目60番地の56	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和4年6月10日及び同年9月1日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(2)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月20日	株式会社滋賀運送甲賀(法人番号9160001006006)代表者丸山裕史	滋賀県甲賀市水口町名坂840番地	本店	滋賀県甲賀市土山町大野字澤4945-6	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月26日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	4	4
令和5年1月20日	株式会社NK(法人番号5150001015754)代表者中家将貴	奈良県吉野郡下市町大字原谷262番地の12	本社	奈良県葛城市太田536番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0
令和5年1月26日	株式会社朋友ネットワーク(法人番号9120101045881)代表者佐々木哲治	大阪府和泉市和気町2丁目3番1-1412号	本社	大阪府和泉市和気町2丁目3番1-1412号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(安全規則第10条第2項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月31日	堺南運輸商社株式会社(法人番号5120101002465)代表者徳田和博	大阪府堺市西区菱木2丁2107-1	伏尾	大阪府堺市西区菱木2丁2211	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	16	16
令和5年1月31日	西光運輸株式会社(法人番号5120001157632)代表者西光彰男	大阪府門真市殿島町20-10	本社	大阪府門真市殿島町20-10	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2
令和5年1月31日	有限会社クールポート関西(法人番号2122002006829)代表者木原俊幸	大阪府東大阪市箕輪1丁目165番1	本社	大阪府東大阪市箕輪1丁目165番1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月11日及び同年8月9日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)無車検運行(安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	11	11